土地所有権の放棄一フランスの場合

獨協大学 法学部 教授 小柳 春一郎

土地所有権の放棄は、所有者不明土地問題に関して重要な検討課題である。比較法的知見も重要であるが、フランス法では、極めて限定的ではあれ、土地所有者の一方的意思表示による・土地の市町村帰属を定める制度があることが注目される。

そもそも、フランス法で土地所有権放棄が問題になるのは、3 つの場合がある。第一は、相続放棄にともなう土地所有権放棄である。この場合には、最終的には、相続人不存在の相続財産は国庫に帰属しうる(フランス民法典811条)。

第二は、個別的な土地所有権放棄である。日本民法 239 条 2 項が「所有者のない不動産は、国庫に帰属する。」と規定しているが、その母法であるフランス民法典 713 条は、2004 年改正で、「所有者のない財産は、その地の市町村に帰属する。しかし、もしも市町村がその所有権を放棄すれば、国に帰属する。」と規定し、第一次的市町村帰属主義に転換した(同条はその後も改正)。土地所有者が、所有する土地について所有権放棄の意思表示をすると、その土地は無主になり、市町村に帰属すると考えうる。しかし、この場合の放棄の意思表示の有効性等が問題になる。破毀院判決では、この場合の土地所有権放棄の有効性を正面から認めたものはなく、手続規定や判例がない点で、日本と似た状況である(以上の第一及び第二については、ジャザベル・ジャノ(小柳春一郎訳)「無主の所有物」土地総合研究 2020 年冬号参照)。

第三は、本稿が注目する租税一般法典(Code général des impôts)1401 条に基づく、土地所有権放棄である。これは、きわめて限定的な場合について、土地所有者の一方的な意思表示による・土地の市町村への帰属を定める。これは、フランス革命期の1790年11月23日=12月1日の法律(loi des 23 novembre - 1er décembre 1790、フランスの封建的租税制度を改革し、統一的な土地税課税を定めた歴史的に重要な法律)に遡る制度である。建物付きの土地等の場合には放棄が許容されないが、日本でも同様の措置は可能かが議論されるべきである。財務省通達2015年

(BOI-IF-TFNB-10-20-20151106, https://bofip.impots.gouv.fr/bofip/3571-PGP.html) が詳細を規定している。それによれば、次のようになる。

- 「C 市町村帰属への所有権放棄
- 1 一般的事項
- 460 納税義務者は、荒廃地 (無益・無価値な土地)、荒れ地、ヒース荒野、普段は水に覆われるか水のため利用困難な土地の土地税については、その土地の属する市町村のために、その土地の所有権を放棄するのでなければ、土地税課税を免れることはできない。(CGI1401条)
- 470 この市町村への放棄制度は、所有権についての放棄制度である。それ故、共有地の場合には、共有物分割協議が事前に調い、放棄者の放棄する土地が特定されている場合か又はすべての共有者が放棄する場合でなければ、放棄をなすことができない。

480 (国務院(フランスの行政最高裁判所)判決)「この市町村への放棄は、CGI1401 条に基づくものであり、それが可能になるのは、何らの整備が行われていない土地であり、農業用、産業用、住宅用地として利用されている土地については、本条による放棄はなすことができない。とりわけ、運河や廃風車が、維持管理の欠如により、荒廃劣化状態に陥り、このため、土地がしばしば浸水状態になっていたとしても、その土地は、1401 条放棄の対象外である(CE, arrêt du 18 juin 1965, n° 58749, RO, p. 373)。」

「本条による市町村への放棄は、次の場合はなすことができない。すなわち、かつて一定の期間産業用地として利用された部分を含む土地であって、それが維持管理の欠如により状態が悪化し、一部は破壊され、そのため、土地が浸水状態になったとしても、その土地を CGI1401 条による放棄の対象となすことはできない(CE, arrêt du 27 novembre 1974, n° 86982 et n° 87085)。」

490 土地の永久放棄についての詳細申告は、書面により、市町村に対して、所有者またはそのための権限を有する者によってなされる。(以下略)」

以上の 1401 条による放棄は、一方的に土地所有者の書面での意思表示によってなされる。「放棄行為は、純粋な単独行為であり、契約のように市町村議会の同意が必要なものではない」との破毀院 1982 年 5 月 26 日判決 (Cour de cassation Chambre civile 3 en date du 26 Mai 1982, N° 81-11.806, Publié au Bulletin)がある。

市町村は、放棄土地を喜んで受け入れているわけではないようである。例えば、マルセイユ行政控訴裁判所 2003 年 9 月 30 日判決(MARSEILLE Chambre 2 en date du 30 Septembre 2003, N° 99MA01165)は、運河を含んだ土地について、運河以外の部分の土地を土地所有者が放棄したのに対して、市町村(アルプス近くのジョジエ Jausiers)が当該土地には運河があり、農業利用が行われていたとして受け取らなかった例である。判決は、放棄対象土地は、運河から切り離され、利用の行われていない荒廃地であるとして、市町村の土地受け入れ拒絶を違法であるとした。望まない場合でも、市町村は、放棄された土地所有権を受け入れなければならないことがある。